

香川県環境保健研究センターESCO 事業提案審査要領

香川県環境保健研究センターESCO 事業の提案審査は、「香川県 ESCO 事業提案審査会」（以下「審査会」という。）において、以下の要領に基づき、実施する。

1 提案書の募集から事業者選定に至る過程

- (1) 募集要項の公表
- (2) 募集要項に関する質問受付
- (3) 質問の回答
- (4) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (5) 応募資格確認結果の通知及び提案要請書の交付
- (6) 現場ウォークスルー調査
- (7) 現場ウォークスルー調査に関する質問書の受付
- (8) 現場ウォークスルー調査に関する質問の回答
- (9) ESCO 提案書の受付
- (10) ESCO 提案書審査、プレゼンテーション、選定
- (11) 最優秀及び優秀提案者の結果通知
- (12) 結果公表

2 ESCO 事業者審査及び選定の流れ

(1) 応募資格の確認

「香川県環境保健研究センターESCO 事業提案募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募資格要件の確認を行う。

(2) 提案要請

応募資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。また、応募資格要件を満たさない応募者に対しては、失格の理由を添えて文書で通知する。

(3) 審査及び選定

審査会により、提出された提案の中から最も適格とされる最優秀提案者を1者選定するとともに、その他数者の優秀提案者を順位付けして選定する。

審査結果は、文書で通知するとともに、県のホームページなどを通じて公表する。

なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

(4) 優先交渉権者

審査の結果、最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とする。

また、優秀提案者を次選交渉権者とし、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次順位の次選交渉権者と交渉を行うものとする。

3 提案書の審査

審査会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的に提案書の審査を行う。

(1) 審査の方法

応募者からの提案書類とプレゼンテーションをもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、以下の提案審査評価項目（詳細については、「ESCO 提案審査評価項目表」のとおり）に従い、審査する。なお、評価点が6割に満たない場合は失格とする。

プレゼンテーションについては、応募者から提案内容について説明を受けるとともに、提案内容に対する質疑を行う。詳細は別途通知する。

(2) 提案審査評価項目

【環境的評価項目】

- ① 対象建物全体の省エネルギー率が15%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること
- ② 二酸化炭素排出量の削減効果が高く、地球温暖化防止対策が考慮されていること
- ③ NOx、SOx、ばいじん、騒音などについての環境対策が考慮されていること

【財政的評価項目】

- ④ 契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと
- ⑤ 補助金見込額を除いた事業費の総額が小さいこと
- ⑥ 補助金等の見込額が大きく、活用の工夫がなされており、採択可能性を高めていること
- ⑦ 維持管理費用の削減効果が大きいこと

【技術的評価項目】

- ⑧ 要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること
- ⑨ 提案された工事費や削減効果などの算出根拠に妥当性があること
- ⑩ 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること
- ⑪ ESCO サービスの上限額内で、必須対象工事以外の事業提案があること
- ⑫ 太陽光パネルや蓄電池の設置に係る提案に積極性、具体性及び妥当性があること
- ⑬ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を県に引き渡しできる信頼性があること
- ⑭ 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること
- ⑮ 工事施工・運転管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと

【総合的評価項目】

- ⑯ 提案が全体としてバランスがよく優れていること
- ⑰ 継続的な ESCO サービスの提供に関し、経営状況も含め、事業者として信頼できること
- ⑱ 提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確であること
- ⑲ 契約期間終了後の対応について提案があること
- ⑳ 県内事業者の優先選定（下請け業者又は協力事業者を含む）に係る配慮があること

4 失格の規定

評価点が配点合計の6割に満たない場合又は次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑥ 提案による工事施工、運転管理が本県施設の運営・業務に支障がある場合
- ⑦ 提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
- ⑧ ESCO サービス料（設計・施工・監理サービス料及び維持管理・計測検証サービス料）の算出が妥当でない場合
- ⑨ 技術提案が明らかに具体性、妥当性を欠く場合
- ⑩ 対象建物全体の省エネルギー率が15%未満の場合
- ⑪ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合（※）

※ 経営状況が3期連続赤字（ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに3期連続赤字）である場合や、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等をいう。

ESCO 提案書審査評価項目表

		評価項目	採点基準	点数 ^{※1}	係数	評価点 ^{※2}	備考
環境	①	対象建物全体の省エネルギー率が 15%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		10	50	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	②	二酸化炭素排出量の削減効果が高く、地球温暖化防止対策が考慮されていること	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		9	45	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	③	NOx、SOx、ばいじん、騒音などについての環境対策が考慮されていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10	
財政	④	契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		10	50	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	⑤	補助金見込額を除いた事業費の総額が小さいこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		10	50	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	⑥	補助金等の見込額が大きく、活用の工夫がなされており、採択可能性を高めていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		4	20	
	⑦	維持管理費用の削減効果が大きいこと	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		6	30	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
技術	⑧	要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		6	30	
	⑨	提案された工事費や削減効果などの算出根拠に妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		4	20	
	⑩	提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		2	10	
	⑪	ESCO サービスの上限額内で、必須対象工事以外の事業提案があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		2	10	
	⑫	太陽光パネルや蓄電池の設置に係る提案に積極性、具体性及び妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		2	10	
	⑬	優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を県に引き渡しできる信頼性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10	
	⑭	維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		3	15	※3

	⑮	工事施工・運転管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	4	20	※4
総合	⑯	提案が全体としてバランスがよく優れていること	5:非常に良い 4:良い 3:中程度である 2:やや悪い 1:悪い	2	10	
	⑰	継続的な ESCO サービスの提供に関し、経営状況も含め、事業者として信頼できること	5:信頼性が高い 4:やや高い 3:中程度である 2:やや低い 1:低い	5	25	
	⑱	提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確であること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	3	15	
	⑲	契約期間終了後の対応について提案があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし	2	10	
	⑳	県内事業者の優先選定（下請け業者又は協力事業者を含む）に係る配慮があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし	2	10	
		評価点数合計（450点満点）			450	

※1 ①、②、④、⑤、⑦の点数は、小数点第2位以下を切り捨てとする。

※2 ①、②、④、⑤、⑦の評価点は、小数点以下を切り捨てとする。

※3 ESCO サービス契約期間中の ESCO 設備の故障や不具合等の発生に対して当該設備に係る ESCO 事業者による補償の提案がある場合は、加点要素とする。
ただし、維持管理上の部品交換や修理等の対応は除く。

※4 研究施設等における設備改修工事等の実績がある場合は加点要素とする。

【失格条件】評価点が配点合計の6割に満たない場合又は次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑥ 提案による工事施工、運転管理が本県施設の運営・業務に支障がある場合
- ⑦ 提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
- ⑧ ESCO サービス料（設計・施工・監理サービス料及び維持管理・計測検証サービス料）の算出が妥当でない場合
- ⑨ 技術提案が明らかに具体性、妥当性を欠く場合
- ⑩ 対象建物全体の省エネルギー率が15%未満の場合
- ⑪ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合※

※ 経営状況が3期連続赤字（ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに3期連続赤字）である場合や、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等をいう。